

ふるさと美祢応援寄附金事業協力事業者募集要項

1 目的

美祢市では、ふるさと美祢応援寄附金事業（ふるさと納税）の促進と本市の魅力や地元特産品等のPR等を行なうため、本市にふるさと美祢応援寄附金を寄附された市外在住の方へ、お礼として進呈する商品（以下「返礼品」という。）の提供に協力していただける事業者（以下「協力事業者」という。）を募集します。

2 応募の要件

(1) 協力事業者

協力事業者は、原則として次の要件を全て満たす必要があります。ただし、市が協力事業者として適当でないと認めた場合は、申込みできないことがあります。

ア 市内に本社（本店）、支社（支店）、営業所等を有する法人、団体又は個人事業者であること。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

イ 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）における暴力団の構成員等でないこと。

ウ 本市が契約している委託事業者の取引条件に対応が可能であること。

(2) 返礼品

返礼品は、原則として次の要件を全て満たす必要があります。ただし、市が返礼品として適当でないと認めた場合は、申込みできないことがあります。

ア 本市内で生産、製造、加工又は市内で提供可能なサービスであることなど、平成31年総務省告示第179号の地場産品基準を満たすものであること。

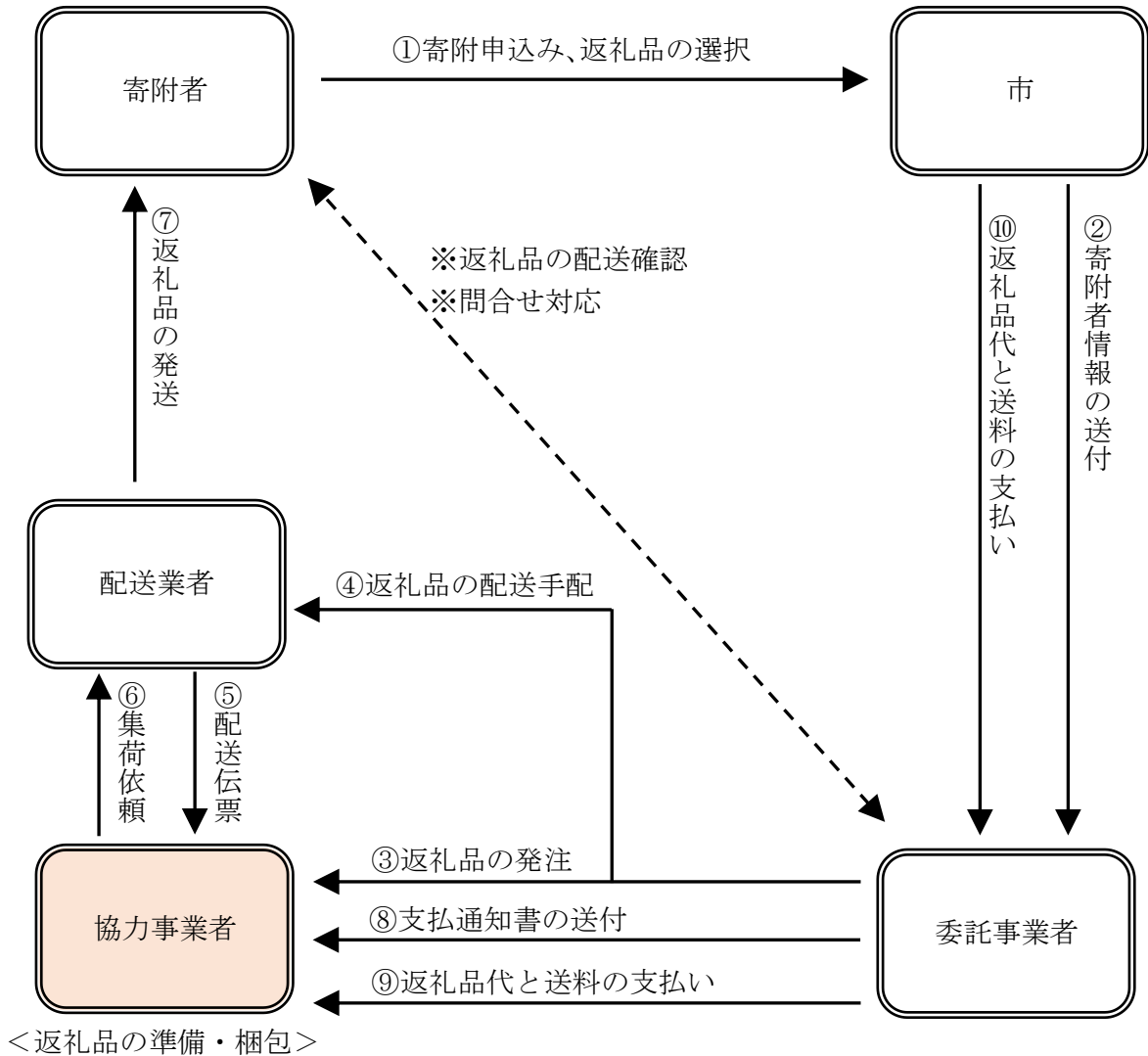
イ 品質及び数量において、安定供給が見込めるものであること（あらかじめ期間や数量を限定して供給するものは可）。

ウ 市から依頼後、速やかに発送ができること。また、飲食物の場合は、寄附者に到着後5日程度の賞味（消費）期限が保証されるものであること。

エ 寄附者の需要が見込まれるものであること。

3 返礼品発送の流れ

返礼品の発注・発送の大まかな流れは、次のとおりです。本市は、返礼品の発注・発送に係る業務を、ふるさと納税の業務に精通した民間業者に包括的に委託しています。



【本市返礼品の掲載のふるさと納税ポータルサイト】

- ・ふるさとチョイス
- ・ふるなび
- ・楽天ふるさと納税

4 返礼品の価格（調達費用）及び送料

- (1) 返礼品の価格は、商品代に梱包費、消費税及び地方消費税の額を含むものとし、その額を市が負担します。
- (2) 返礼品の送料は、その実費を市が負担し、配送の手配は、委託事業者が行います。
- (3) 返礼品の価格は、寄附金額の 30 パーセント以下に相当する額とし、送料は、寄附金額に占める割合が一定の基準の範囲内とします。

5 募集期間

随時申込みの受け付けをします。

6 申込方法

次の書類を、委託事業者を経由して美祢市行政経営課まで提出してください。

- (1) ふるさと美祢応援寄附金事業協力事業者申込書（様式1）
- (2) ふるさと美祢応援寄附金事業返礼品登録シート（様式2）
- (3) 返礼品の写真の画像データ（できるだけ高画質のものを複数枚）
- (4) 事業者の概要（パンフレット等事業者の活動内容が分かるもの）
- (5) 返礼品のカタログ（作成されている場合のみ）

※(3)から(5)までは、任意提出資料です。必要に応じて提出してください。

※協力事業者が新たな返礼品を追加する場合は、様式2を提出してください。

7 協力事業者の決定

申込内容や申込事業者の活動状況等を総合的に判断して、協力事業者（返礼品）を決定し、その結果を当該申込事業者へ連絡します。協力事業者に決定された場合は、委託事業者との間で取引条件の確認や返礼品に関して詳細な打ち合わせ等を行っていただきます。

8 個人情報の保護

協力事業者は、個人情報の取扱いについて、美祢市個人情報保護条例及び関係法令を遵守してください。また、市から提供した寄附者等の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することができません。

ただし、返礼品の送付時に限り、自社商品のパンフレット等を同封することは問題ありません（商品のみの場合と送料が変動しない範囲に限る。）ので、リピーター獲得に向けて積極的なPRに努めてください。

9 その他留意事項

- (1) 協力事業者は、委託事業者とふるさと納税業務に関する契約を締結してください。
- (2) 協力事業者は、申込みした返礼品を変更・辞退する場合や、返礼品に関して発送の遅延、販売中止、品質及び送付過程等で事故等の問題が発生した場合には速やかに市及び委託事業者へ報告するものとします。
- (3) 協力事業者は、委託事業者からの返礼品の対応するための問合せ窓口（電話及びメール）を設置することとします。
- (4) 協力事業者は、認定を受けた返礼品の生産、製造及び適正な品質管理体制を整備する

とともに、消費者に対して安全と信頼の確保に努めてください。

- (5) 協力事業者は、返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容について市へ報告するものとします。また、返礼品等による保証やクレーム対応について、市は一切責任を負いません。なお、同様のクレームが多発する場合は、協力事業者又は返礼品の登録を取り消します。
- (6) 市は、申込み内容に虚偽があった場合及び市に損害を及ぼす行為があった場合には登録を取り消します。
- (7) 市は、協力事業者及び返礼品が本要項に定める要件等を満たさなくなった場合や、ふるさと納税制度の変更等により提供される商品が返礼品としてふさわしくないと判断される場合には、登録を取り消します。

10 申込み・問合せ先

〒759-2292 美祢市大嶺町東分 326 番地 1

美祢市総務企画部行政経営課

TEL : 0837-52-5226 / FAX : 0837-53-1959

E-mail : gyouseikeiei@city.mine.lg.jp